

法律扶助に関する3月3日臨時総会決議案に重大な懸念！ 決議案の撤回・修正と、定期総会（6月）での再提案を求めます！

決議案の概要

決議案の概要は、国に次の3点を求めるというものです。

- 1、代理援助費用の原則給付制等、利用者負担の軽減
- 2、法律援助事業の国費化等、扶助制度の範囲の拡大
- 3、弁護士報酬の適正化

撤回と再提案を求める理由

決議案が国に求める3点はいずれも重要な課題です。しかし、決議案には次の重大な懸念があります。

1、弁護士報酬適正化を、もっと強くアピールすべきです！

決議案中、弁護士報酬適正化に関する部分は末尾に位置し、内容も薄く、少なすぎます。

法律扶助事件を扱う弁護士は、あまりに低い報酬のため経済的に疲弊し、法テラス事件をしない・できないという弁護士が増えてきています。決議案では、この危機感が伝わりません。

2、決議案には実証データが提示されていません。

日弁連執行部は、法テラスの報酬が低いことを示す実証データが必要であるとして、2019年1月から会員を抽出して執務時間（家事調停・審判への出席、打ち合わせ、移動時間等）と報酬の金額について詳細な統計的調査をしています。ところが、決議案では理由中で2009年という10年以上前の古いデータを示しただけです。決議案に最新の実証データを提示しないことは不可解です。

3、法テラスの不合理な運営に対する指摘が足りません。

法テラス事件を担当する弁護士は、法テラスの不合理な運営に直面しています。法律扶助申込み手続きの負担、準生活保護等の審査が厳格すぎることで、途中終了の際の着手金返還等々です。「決議案」では、この問題に対する指摘が足りません。

4、財政問題についての具体的な意見がありません。

このまま給付制や法テラス対象事件の拡大等を訴えると、弁護士報酬の適正化が後回しにされ、逆に切り下げられてしまうことが懸念されます。

大幅な修正になるので、決議案の撤回と定期総会での再提案を求めます。

変えよう！会では、この議題に関して、昨年10月と本年1月にFAXニュースをお届けしました。ご希望があれば、あらためてお送りします。ご連絡ください！

【カン/洗口座】三井住友銀行伊丹支店 普通預金「5055933」カエヨウカイ カイケイ タケモトユカコ「変えよう会 会計 武本夕香子」

「変えよう！会」のメンバーリストにぜひご登録ください！

お名前・所属単位会・登録期をご明記の上、件名「変えよう！会ML」で tsai676@nifty.com にメールをいただければ幸いです。変えよう！会ホームページは<http://www.change-nichibenren.com/>

